

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 荻野 隆一

<p>深谷東松山線</p>	<p>路線名</p>
<p>深谷市国済寺字西曲輪六一六番 三七地先から 同市幡羅町一丁目一二番四地先 まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十九年三月二十四日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十八年六月十日付け埼玉県 熊谷県土整備事務所長告示第十一 号で告示した道路予定区域の供用 開始である。 延長七四・九〇メートル</p>	<p>備考</p>